

保護者各位

熊本県立松橋高等学校

学校において予防すべき感染症の出席停止について

学校保健安全法に基づき、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、学校に御連絡いただくとともに、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になりますが、病院の御好意により学校が発行する罹患証明書に記載していただける場合は、別紙（本紙裏面）への記入をお願いしてください。但し、学校発行の用紙であっても無料とは限りません。有料の場合は個人負担となりますので御了承ください。

記

学校において予防すべき感染症	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症法施行規則に規定されたもの)
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※)

※「その他の感染症」・・・学校での感染拡大を防ぐため、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様を

考慮の上、学校長が学校医等の意見を聞き、出席停止措置が必要か判断するものを指します。

学校発行の「罹患証明書」は、外部機関への提出書類としては使用できません。